

資料 1 - 2

総政企第 119 号
令和 2 年 6 月 5 日

統計委員会委員長
北 村 行 伸 殿

総務大臣
高 市 早 苗

諮詢第141号
毎月勤労統計調査の変更について（諮詢）

標記について、令和 2 年 5 月 20 日付け厚生労働省発政統 0520 第 1 号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

資料 1－2 別添

厚生労働省発政統 0520 第 1 号
令和 2 年 5 月 20 日

総務大臣 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から、5月12日に総務省に伝達した内容で、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

毎月勤労統計調査

主管部課	厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
事務担当者	細野 晃司 電話：03-3595-3145



別紙

申請事項記載書

1 調査の名称

毎月勤労統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())</p> <p>・全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所については、郵送調査又はオンライン調査</p> <p>・全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所については、調査員調査又はオンライン調査</p> <p><u>なお、災害等に起因し、調査員調査を行うことが困難な場合には、都道府県が郵送により報告者に調査票を配布することができ、また、報告者が調査票を都道府県に郵送することにより調査することができる。</u></p> <p>・特別調査については、調査員調査</p>	<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())</p> <p>・全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所については、郵送調査又はオンライン調査</p> <p>・全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所については、調査員調査又はオンライン調査</p> <p>・特別調査については、調査員調査</p>	新型コロナウイルス感染症への対応を始め、災害等の発生により、調査員調査が困難となる場合を想定して、郵送調査を可能とするため。

別紙

<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <ul style="list-style-type: none">・全国調査及び地方調査 <p>毎月</p> <ul style="list-style-type: none">・特別調査 <p>1年</p> <p><u>ただし、令和2年における調査は、実施しない。</u></p>	<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <ul style="list-style-type: none">・全国調査及び地方調査 <p>毎月</p> <ul style="list-style-type: none">・特別調査 <p>1年</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の対応等の観点から、令和2年の調査を実施しないこととしたため。</p>
---	--	--

調査計画（変更後）

1 調査の名称

毎月勤労統計調査

2 調査の目的

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類から成り、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあってはその全国的変動を、地方調査にあってはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

・全国調査及び地方調査

日本標準産業分類の大分類のうち、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」に属する、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所

・特別調査

上記産業に属する、調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所

4 報告を求める者

（1）数

・全国調査

約33,200事業所（母集団の数 約180万事業所）

・地方調査

約43,500事業所（母集団の数 約180万事業所）

・特別調査

約25,000事業所（母集団の数 約220万事業所）

（2）選定の方法（■全数 ■無作為抽出 □有意抽出）（詳細は別紙のとおり）

- ・全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「第一種事業所」という。）

事業所母集団データベースの年次フレームによる名簿を抽出名簿として、事業所を産業・規模別に無作為に抽出する層化無作為一段抽出

調査期間は3年1か月とする。毎年1月分調査で、全体の3分の1ずつ入れ替える。ただし、入替え月は入替え前の事業所も併せて調査する。

なお、平成30年1月分及び平成31年1月分調査は、調査対象事業所を一度に入れ替える旧方式からの切り替えに伴い、経過措置として、全体の半数を入れ替える。

※ただし、規模が500人以上の事業所については、全数調査とする。

- ・全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「第二種事業所」という。）

経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、さらに、抽出した調査区内において、5～29人規模事業所の名簿を作成し、事業所を産業別に無作為に抽出する層化無作為二段抽出

調査期間は1年6か月とする。毎年1月分調査と7月分調査で、全体の3分の1ずつ、調査区を含めて入れ替える。

- ・特別調査

経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、抽出した調査区内において、常用労働者を5人未満雇用する全事業所を抽出する集落抽出

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

- ・全国調査及び地方調査

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容

ロ 調査期間及び操業日数

ハ 企業規模

ニ 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額

ホ 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額

ヘ パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額

ト 雇用、給与及び労働時間の変動に関する事項

- 特別調査
 - イ 事業所名
 - ロ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ハ 調査期間
- ニ 企業規模
 - ホ 常用労働者の数
 - ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
 - a 氏名及び性
 - b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
 - c 年齢及び勤続年数
 - d 出勤日数及び1日の実労働時間数
 - e きまって支給する現金給与額
 - f 特別に支払われた現金給与額

(2) 基準となる期日又は期間

- 全国調査及び地方調査

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。
- 特別調査

毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、（1）のヘfに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から調査を実施する年の7月31日までの期間を対象とする。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

- 全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所

厚生労働省 - 都道府県 - 報告者
※調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。
厚生労働省 - 報告者
- 全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所

厚生労働省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者
- 特別調査

厚生労働省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者

- (2) 調査方法（■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他（ ））
- ・全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所については、郵送調査又はオンライン調査
 - ・全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所については、調査員調査又はオンライン調査
なお、災害等に起因し、調査員調査を行うことが困難な場合には、都道府県が郵送により報告者に調査票を配布することができ、また、報告者が調査票を都道府県に郵送することにより調査することができる。
 - ・特別調査については、調査員調査

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

- ・全国調査及び地方調査
毎月
- ・特別調査
1年

ただし、令和2年における調査は、実施しない。

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

- ・全国調査及び地方調査
提出期限は、調査月の翌月の10日
- ・特別調査
実施期間は、8月1日～9月10日

8 集計事項

・全国調査

次の事項について全国集計を行う。

イ 每月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行う。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

ハ 每年9月分について、次の集計を行う。

第3表 産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数

・地方調査

次の事項について都道府県別に集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

□ 每年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行うことができる。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

・特別調査

次の事項について集計を行う。

イ 全国集計する事項

第1表 産業、企業規模、性、通勤・住込み、家族・家族以外の別平均年齢、平均勤続年数、一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

第2表 産業、性、年齢階級、勤続年数階級、通勤・住込み、家族・家族以外の別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数（企業規模1～4人）

第3表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、月間きまって支給する現金給与額階級別常用労働者数

第4表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、1日の実労働時間数階級別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数

□ 都道府県別に集計する事項

第5表 産業、性別一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

インターネット（e-Stat）及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

・全国調査

毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月10日までに公表し、その他の集計事項については、集計完了次第公表する。

・地方調査

毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月中に公表し、その他の集計事項は、集計完了次第公表する。

・特別調査

調査を実施した年内に公表する。

10 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

厚生労働大臣及び都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票等を次の表の区分により保存する。

調査名	書類名	保存期間	保存責任者
全国調査及び特別調査	記入済み調査票	3年	厚生労働大臣
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	
地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3年	都道府県知事

標本抽出方法

1 第一種事業所

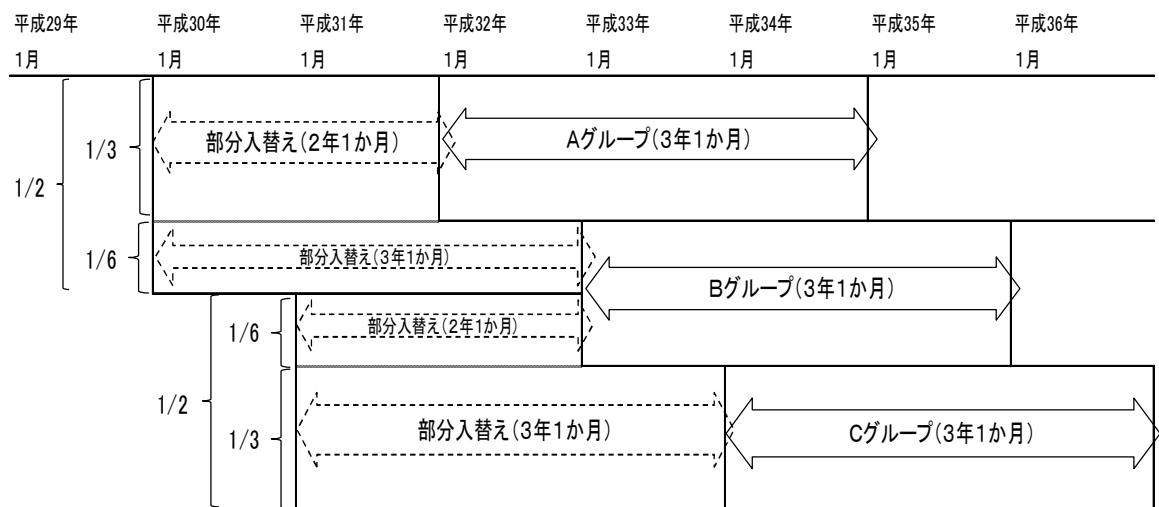
事業所母集団データベースの年次フレームにおける調査産業に属する常用労働者数 30 人以上の事業所からなる名簿を抽出名簿として、事業所を産業・規模別に無作為に抽出。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標準誤差率が、全国調査にあっては、産業大分類、事業所規模別に 2 %以内、産業中分類、事業所規模別に 3 %以内、地方調査にあっては、産業、事業所規模別に 10%以内となるようを行う。

毎年 1 月分調査で、全体の 3 分の 1 ずつ、新たに無作為抽出した事業所に入れ替える。ただし、入替え月は入替え前の事業所も併せて調査する。

なお、平成 30 年 1 月分及び平成 31 年 1 月分調査は、調査対象事業所を一度に入れ替える旧方式からの切り替えに伴い、経過措置として、全体の半数を入れ替える。

(イメージ図)



2 第二種事業所

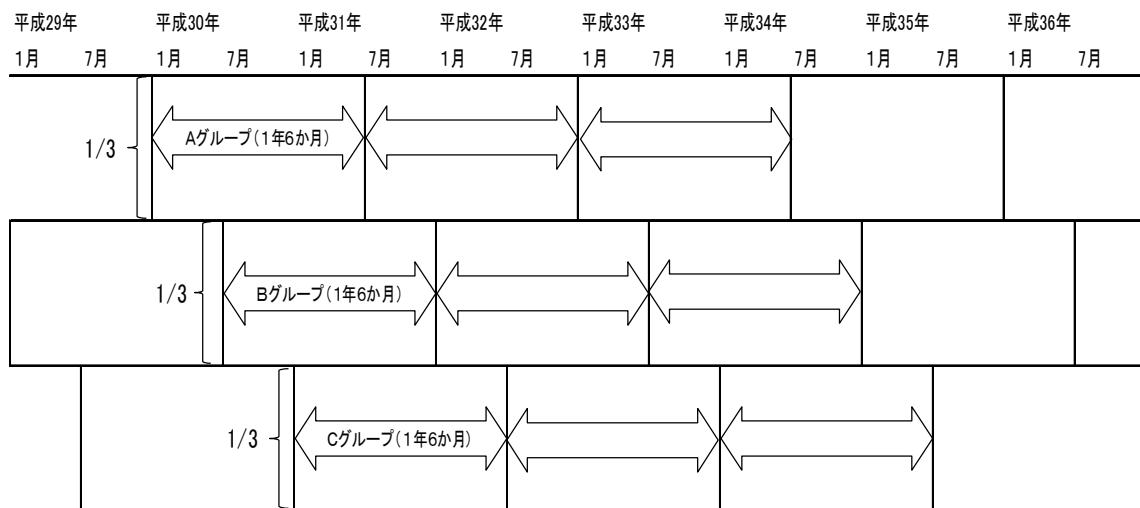
第一段の調査区の抽出は、経済センサスの「調査区」（約 22 万区）を基に、全国を約 7 万に分けて設定した毎勤調査区（第二種事業所）を母集団フレームとして、抽出に当たってはこれを 5 つの層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を無作為に抽出。

第二段の事業所の抽出は、第 1 段で抽出した調査区について、5~29 人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から事業所を産業別に無作為に抽出。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標準誤差率が、全国調査にあっては、産業大分類別に 2 %以内、産業中分類別に 3 %以内、地方調査にあっては、産業別に 10%以内となるようを行う。

毎年 1 月分調査と 7 月分調査で、全体の 3 分の 1 ずつ、調査区を含めて入れ替える。

(イメージ図)



3 特別調査事業所

経済センサスの「調査区」（約22万区）を基に、全国を約9万に分けて設定した毎勤特別基本調査区を母集団フレームとして、これを都道府県別に分類するとともに、層化抽出によることとし、各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を無作為に抽出。

抽出した調査区に所在する事業所のうち、調査産業に属し、常用労働者数が1～4人である事業所全部を調査。

標本設計は、全国でみた調査産業計の常用労働者一人平均きまって支給する現金給与額の標準誤差率が、1%以内となるように行う。